

令和元年度

第4回第二農地部会定例会議事録

令和元年7月30日（火）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

令和元年度 第4回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和元年7月30日(火) 午後1時30分

会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

1番 大瀧 勇	2番 滝沢 記一	3番 村松 勝蔵
4番 佐藤 正雪	7番 西條 弘子	8番 岸田 健
9番 秦 正敏	10番 望月 博	11番 金澤 稔

2 欠席委員

5番 笹川 慶一郎 6番 金井 薫

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	上原 一夫	
浦川原区駐在室	主 任	中嶋 慧斗	
大島区駐在室	班 長	春谷 正明	
牧区駐在室	副主任	上原 敏明	
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任 諏訪部 太
大潟区駐在室	主 任	小林 貴広	
頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一	
吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一	
三和区駐在室	主 任	上田 良広	

4 番 外

・農地利用最適化推進委員

秋山 文雄(安塚区)

大滝 正秋(浦川原区)、西山 学(〃)

山岸 健二(大島区)

上野 登(柿崎区)、長井 恒夫(〃)、小池 孝志(〃)

細谷 正夫(大潟区)

関川 貞行(頸城区)、大澤 純男(〃)、山本 誠信(〃)

上野 栄一(吉川区)、天明 伸浩(〃)

前山 明(三和区)、澤田 清一(〃)、福原 弥(〃)

※ 欠席・・・津幡 徹重(安塚区)、山口 利一(〃)

高橋 三登一(大島区)、岩野 文義(〃)

長瀬 一成(牧区)、上原 正彦(〃)、米川 尚登(〃)

宮川 武彦(柿崎区)

・その他・・・なし

5 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

9番 秦 正敏 11番 金澤 稔

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

② 大島区駐在室管内分

議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

③ 牧区駐在室管内分

議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④ 柿崎区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤ 大潟区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

⑥ 頸城区駐在室管内分

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

⑦ 吉川区駐在室管内分

議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

⑧ 三和区駐在室管内分

議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

6 会議

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後1時30分</p> <p>それでは、これより令和元年度第4回第二農地部会定例会を開催いたします。会議に入る前に議案の修正をお願いします。安塚区と大潟区の議案書の表紙の開催時刻が午後2時となっておりますが、午後1時30分に修正をお願いします。</p>
議 長	<p>【2. 部会長あいさつ】</p> <p>では、開会に当たり大瀧部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(大瀧部会長あいさつ)</p> <p>それでは、これよりは農業委員会会議規則により、大瀧部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p> <p>【3. 資格審査報告】</p> <p>事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>予め欠席の届け出をいただいているのは、5番笹川委員、6番金井委員です。西條委員と望月委員におかれましては、欠席の届け出を頂いておりません。遅れて来られることと思います。</p> <p>そのほかは全員の委員からご出席いただいておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】</p> <p>次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>9番秦委員、11番金澤委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】</p> <p>では、議事の前に上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。</p> <p>2番滝沢委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】</p> <p>これより、議案等の審議に入ります。</p>

<p>議 長</p> <p>安塚区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》</p> <p>最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>《<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>》</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>安塚区駐在室です。議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。1の利用権設定ですが、3年以内が1件、借り手1人、貸し手1人です。利用権を設定する土地は、田2筆2,394㎡、再設定1件です。詳細は、2ページをご覧ください。</p> <p>この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大島区 駐在室</p>	<p>《<u>大島区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>《<u>議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</u>》</p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p> <p>大島区駐在室です。議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」農業振興地域農用地区域からの除外1件を説明いたします。</p> <p>1頁の番号1番をご覧ください。申請者は上越地域振興局長で、申請地は大島区嶺字向山2595番1、2595番2の2筆、農用地区域からの除外面積は251㎡です。</p>

	<p>次に除外申請理由ですが、大島区嶺地内において平成 30 年 12 月 27 日に発生した、主要地方道大潟高柳線山側斜面崩落に対する復旧治山事業の実施のためです。</p> <p>この災害については山腹斜面の崩落により、主要地方道大潟高柳線が 2 週間余り通行止めとなり、現在も、片側交互通行の状態です。この県道は近隣集落の生活に必要なライフラインであるため、住民及び上越市から県に対し早期災害復旧を要望しています。</p> <p>県においては、これらの要望を受け当該区域を保安林指定する中、国庫補助による復旧治山事業対策を実施する計画であるため、当該農地の除外を申請しているものです。</p> <p>なお、除外申請農地については山腹崩落により農地に復元することは極めて困難な状況ですし、当該農地が農用地区域から除外されても、周辺農地との集団性などに悪影響を及ぼす恐れは無いものと考えられます。</p> <p>2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご確認ください。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
	<p><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p>
議 長	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第 2 号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>4 頁をお開きください。1 の利用権設定です。利用権設定の内訳は期間 3 年以内が 3 件、3 年を超え 6 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が 1 件です。借り手 4 人、貸し手 4 人で利用権を設定する土地は、田 34 筆 33,966 m²で、いずれも再設定です。詳細につきましては 5 頁から 7 頁をご覧ください。</p> <p>なお、この利用権設定 5 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>牧区 駐在室</p> <p>議 長</p>	<p>《<u>牧区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について＞</p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」農業振興地域の農用地区域からの除外1件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>牧区駐在室です。議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」農業振興地域の農用地区域からの除外1件を説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。申請者である上越地域振興局長から申請地内において、予防治山事業を実施するに当たり、実施予定地を保安林に指定する必要があることから、調査を行ったところ、保安林指定予定地の内6筆が農振農用地であることが判明し、農振農用地と保安林は重複して指定することができないため、この6筆について農用地区域からの除外が申請されました。</p> <p>牧区坪山地内の申請地においては、溪流の浸食・荒廃が進行しており、下方のため池に土砂が流出している状況です。</p> <p>今後、豪雨や融雪により浸食・荒廃がさらに進行した場合、溪流上部の人家や、下方の道路・農地に被害を与える可能性があることから、地元から県に対して対策工事の要望があり、それを受けて今年度以降に予防治山事業による対策が計画されました。</p> <p>農用地6筆はすでに農地として利用されておらず、周囲の森林と一体として管理することが土砂の流出防止に有効であること。当該変更によっても、農用地区域の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められる等の農用地区域からの除外要件に合致していることから、農振所管課である農村振興課では適正であると判断して、農業委員会に意見照会があったものです。</p> <p>2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご確認ください。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>引き続きまして、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>4 頁をご覧ください。まず 1 の利用権設定ですが、期間 3 年を超え 6 年以内が 1 件、期間 6 年を超え 10 年以内が 6 件です。借り手 4 人、貸し手 7 人で利用権を設定する土地は田 28 筆 11,329 m²、畑 3 筆 732 m²で、再設定 3 件、新規 4 件です。詳細は 5 頁と 6 頁に記載いたしました。</p> <p>利用権設定の新規案件ですが、6 頁の整理番号 3472 番は、貸し手の農業廃止により、3473 番と 3474 番は貸し手の現在の居住地が、当該農地から遠隔であり農作業の継続に支障を来すため、3475 番は貸し手の高齢による経営縮小により、それぞれ、牧区坪山出身の担い手で、妙高市から通いで農業に従事している借り手に貸付するものです。</p> <p>なお、6 頁の 3470 番、3471 番は終期を今回の再設定の機会に、円滑化団体を通じて同じ譲受人にすでに貸付している他の農地の終期と同じに合わせたものです。</p> <p>3 の所有権移転は買い手 1 人、売り手 2 人、所有権を移転する土地は田 5 筆 6,059 m²、畑 8 筆 3,725 m²で、売買価格は 10 a 当たり 1 万 5 千円です。詳細は 7 頁に記載いたしました。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数ですので、本件は原案のとおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することと決定いたします。
議 長	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫ 次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>≪<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>≫</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>柿崎区駐在室 議案書は1頁をお開きください。議案第1号の上越市農用地利用集積計画の決定については、利用権設定2件で、田5筆6,818㎡となります。 このうち、利用権設定期間3年以内は1件4,958㎡です。6年から10年以内が1件1,860㎡であり、いずれも地元担い手への再設定となっております。詳細については、2頁及び3頁に記載のとおりです。以上です。</p> <p>議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>議 長 本件について原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>議 長 賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>≪<u>大潟区駐在室の議案</u>≫ 次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>≪<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>≫</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>大潟区駐在室 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 1頁をご覧ください。1の利用権設定です。3年を超え6年以内が2件、借り手人数は1人、貸し手人数は2人です。利用権を設定する土地は、地目が田で2筆、面積は4,391㎡、再設定が2件です。詳細は議案書に記載のとおりです。</p>

議 長	<p>これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p><報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について></p>
議 長	<p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>3 頁をご覧ください。番号 4609 番、4610 番の 2 件です。はじめに 4609 番です。届出農地は犀潟・駅南団地内、県道浦川原・犀潟停車場線の西側に位置する「登記簿地目 畑」を一般個人住宅とするものです。位置図は 4 頁をご覧ください。</p> <p>次に 4610 番です。届出農地は九戸浜藤塚地内で、昭和シェル(株)大潟商会 SS の国道 8 号線を挟んだ向い付近になりますが、「登記簿地目 畑」を共同住宅とするものです。位置図は 5 頁をご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>頸城区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について></u></p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」をご説明いたします。</p> <p>1 頁、番号 5302 番をご覧ください。電気事業者が特別高圧送電線の鉄塔建替工事に伴い、工事作業用地、資材仮置場用地、表土置場用地、工事用車両駐車用地、休憩所および倉庫等用地として農地を一時転用するものです。農地は 46 筆、24,490 ㎡で、農地区分は、10ha 以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第 1 種農地と判断しました。事業目的は、送電線鉄塔建設用地であり、転用範囲も最小限で計画していることから、許可基準に該当するものと考えます。</p> <p>2 頁に位置図、3 頁から 31 頁に鉄塔建設の各場所の土地利用計画図を添付したので併せてご覧ください。なお、図面番号が 2 番から始まっているのは、図面番号 1 番が、合併前上越での議案となっているからであります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について></u></p> <p>議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」をご説明いたします。</p> <p>議案書は 32 頁をご覧ください。頸城区上増田地内の農地を農用地区域からの除外するものであり、変更理由に記載のとおり、農家住宅の建築です。来月に降に転用の申請が行われる予定であります。33 頁に位置図、34 頁に土地利用計画図を添付いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。</p> <p>35 頁をご覧ください。1 の利用権設定について、6 年を超え 10 年以内が 1 件、借り手、貸し手ともに 1 人で、利用権を設定する土地は、田 3 筆 3,473 ㎡、再設定です。詳細については 36 頁をご覧ください。</p> <p>なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>頸城区 駐在室</p>	<p><u><報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について></u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。37 頁をご覧ください。番号 5302 番の 1 件です。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>届出農地は頸城区西福島地内で「登記簿地目 畑」を会社の職員駐車場とするものです。位置図は 38 頁をご覧ください。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>吉川区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《吉川区駐在室の議案》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について＞</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の農業振興地域の農用地区域からの除外、番号 1 番の 1 件です。変更理由は、現在の住宅は老朽化が著しく、修繕、改築等に多額の費用と時間が掛かることから現在の東側に隣接する畑に小規模な住宅を新築したいとの事から農地を農用地区域から除外するものです。申請地は、赤沢集落内に位置し、住宅建設に伴い隣接する農地への悪影響はないものと思われます。詳細については、2 頁に位置図、3 頁に利用計画図を付けましたのでご覧ください。</p> <p>なお、当案件は農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に基づき審査した結果、適正であると判断したことから、農用地区域からの除外とするものです。また、農地転用許可は集落内の滲み出しとして許可できる案件になります。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<p>《三和区駐在室の議案》</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>1頁、整理番号8601番は、三和区大東地内に農家住宅を建築するものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画平面図を添付しましたので、ご覧ください。申請者は三和区大東集落で専業農家として、両親と水稻経営を営んでおります。</p> <p>子供の成長に伴って手狭なため住宅の建替えを考えましたが、現在の住宅地では建築計画の建物を建てるには狭く、スペースが確保できないことから、申請地に農家住宅を建築するため転用を申請するものです。</p> <p>申請地は市道大東大西線と市道今保大東線とが交差するT字路の近傍に位置しており、申請地の周辺には、圃場整備された10ヘクタール以上の一団の農地が広がっていることから、農地区分は良好な営農条件を備えている第1種農地に該当しますが、周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当するため、許可は可能となります。</p> <p>土地利用計画は農家住宅1棟、建築面積197.98㎡、カーポート27.31㎡、建蔽率は29.30%となります。住宅の玄関先付近とカーポート付近は、土間コンクリートの施行を計画しています。工期は令和元年9月1日から令和2年5月10日までです。転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は市道今保大東線に接する箇所に道路側溝を設置し、流出させることから、周辺農地などに影響を及ぼすおそれはなく、転用計画についても妥当なものと判断いたしました。市道からの乗り入れについては、道路課との道路工事施工承認申請の協議も済み、資金計画についても金融機関からの融資申込書の写し等から資金力があることを確認しております。許可要件である立地基準、一般基準ともに満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p><u>＜議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について＞</u></p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>4頁、整理番号8601番は、三和区井ノ口地内に社会福祉施設を建設するものです。5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。転用目的は社会福祉法人やまびこ会が、上越市障害者福祉計画に基づき、就労継続支援B型サービスの提供体制の整備や、市内に不足している生活介護事業、短期入所事業を新設し、事業所の定員拡充に向けた施設整備を行うため転用を申請するものです。</p> <p>転用事業者は三和区、頸城区、牧区において通所の障害福祉サービス事業所を経営している社会福祉法人です。施設はやまびこ、くびきふれあい、みやま工房、三和オリーブの4施設で、就労継続支援B型がやまびこ、くびきふれあい、みやま工房の3施設、グループホームが三和オリーブ1施設となります。</p> <p>市内の就労継続支援B型事業所の数は、上越市東部地域（安塚区、大島区、浦川原区）と上越市南東部地域（板倉区、清里区）においては、浦川原区のワークセンターおおすぎの里と板倉ふれあい工房のみと、当法人が経営するやまびこ・くびきふれあい・みやま工房の3施設のみと少ない現状です。また、生活介護事業所及び短期入所事業所が不足していることから、同地域における日中活動の場などの確保が課題となっております。このような状況から、事業所の定員拡充に向けた施設整備を行うものであります。</p> <p>申請農地は畑3筆666㎡で、当法人が経営するグループホーム「三和オリーブ」南側隣接地の山林を含み、全体の面積は2,598㎡となります。</p> <p>申請地は三和区井ノ口地内の市道井ノ口錦線沿いにある農地で、近隣には公立保育園・高齢者施設等がありますが、申請地の周辺には圃場整備された10ヘクタール以上の一団の農地が広がっていることから、第1種農地に該当しますが、周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当するため、許可は可能となります。</p> <p>土地利用計画は木造一部2階建ての構造で、建築面積705.05㎡、駐車スペース600㎡、雪置き場240㎡で、建蔽率は27.14%となります。定員数は就労継続支援B型25人、生活介護20人、短期入所5人の計画です。工期は令和元年8月10日から令和2年3月31日までです。転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は市道に接する東側側溝に流出させることから、周辺農地などに影響を及ぼすおそれはなく、処理は適当で支障がないものと判断いたしました。資金計画については、自己資金の残高証明書のほか、国県補助金内示通知の写しや上越市障害福祉サービス事業所整備事業費補助金の交付決定通知書の写しなどを提出してもらい、必要な資金力を確認いたしました。</p>

	<p>国県補助金の内容は、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所などの施設整備に要する経費について、国から整備費の 1/2、県から整備費の 1/4 の金額を社会福祉法人等に対し、補助を行うものです。今回の施設整備にあたり、国への事前協議が平成 31 年 3 月 25 日に済んでおります。</p> <p>また、許可要件である立地基準、一般基準ともに満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>7 頁の議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」8699 番から 8703 番までの 5 件について説明いたします。</p> <p>利用権設定の内訳は、3 年以内が 2 件、6 年を超え 10 年以内が 1 件で、借手 2 人、貸手 3 人です。利用権を設定する土地は、田 22 筆 32,664 m²、再設定が 3 件です。所有権移転 2 件の内訳は、買い手 1 人、売り手 2 人で、所有権を移転する土地は、畑 2 筆 220 m²です。詳細は 8 頁から 10 頁に記載のとおりです。これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	以上をもちまして、すべての議案の審議を終わります。
議 長	本日の令和元年度第4回第二農地部会定例会を終了いたします。 (午後2時25分終了)